

特許法条約について

世界的知的所有権機関アジア太平洋地域部 プログラムオフィサー 榎本 史夫

抄録

平成27年の通常国会において特許法等の一部を改正する法律（平成27年法律第55号）が成立し、我が国による特許法条約の締結に向けて国内法が担保されるとともに、特許法条約の締結についても国会の承認が得られました。本稿では、特許庁から外務省へ出向し、特許法条約の締結に関する国会承認を得るまでの作業に従事した筆者の経験に基づき、特許法条約の成立経緯から我が国での国会承認までのプロセス、その主な規定内容についてご紹介致します。

1. はじめに

第189回通常国会において、2015年7月3日、特許法等の一部を改正する法律（平成27年法律第55号。以下「平成27年法改正」といいます。）が採択されました。それに先立ち、6月17日には、特許法条約（以下「PLT」といいます。）及び商標法に関するシンガポール条約（以下「STLT」といいます。）

の締結について承認がなされています。

平成27年法改正では、職務発明規定である特許法第35条の改正の話題が大きく取り上げられていますが、我が国がPLT及びSTLTを締結するために必要な法律改正も含むものであり、特許出願を始めとした手続全般に変更を生じさせる制度改正でもあります。このPLT及びSTLTの締結は、平成26年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2014」

近年我が国が締結した主な産業財産権に関する条約

	採択	効力発生	国会承認	我が国について効力発生
国際特許分類に関するストラスブール協定	1971年3月24日	1975年10月7日	1976年5月21日	1977年8月18日
特許協力条約	1970年6月19日	1978年1月24日	1978年3月31日	1978年10月1日
特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約	1977年4月28日	1980年8月19日	1980年4月25日	1980年8月19日
標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定	1957年6月15日	1961年4月8日	1989年6月21日	1990年2月20日
世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書-C (TRIPS協定)	1994年4月15日	1995年1月1日	1994年12月8日	1995年1月1日
商標法条約	1994年10月27日	1996年8月1日	1996年6月10日	1997年4月1日
標章の国際登録に関するマドリッド協定のマドリッド議定書	1989年6月27日	1995年12月1日	1999年5月14日	2000年3月14日
意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定	1999年7月2日	2003年12月23日	2014年5月22日	2015年5月13日
意匠の国際分類を定めるロカルノ協定	1968年10月8日	1971年4月27日	2014年5月22日	2015年5月13日

（外務省ウェブサイトを参考に作成）

においても検討課題とされていました。

筆者は、PLT等締結に関する国会承認を得るまでの間、関連業務を実施するために特許庁から外務省経済局国際貿易課知的財産室へ出向していました。本稿では、同室在席時において関係者の方々とともに内閣法制局審査、閣議決定や国会審議の対応等のために検討した課題や条約の考え方、調査した事項等を背景とし、PLTについて寄稿したいと思います。

なお、本稿における記載は、筆者の経験や考え方に基づくものであり、外務省や特許庁の見解を示すものではないことを予めお断りさせていただきます。

2. PLTについて

PLTは、締約国それぞれの国内出願の手續に関する制度の国際調和や簡素化を目的として、特許出願等に関する手續に関して締約国が採用することができる要件、特許出願等に関する手續の期間が遵守されなかった場合の救済等について定めており、27箇条から構成されています。まず、このPLTが策定された経緯や背景について触れておきたいと思えます。以下、単に条文番号のみを記載する場合は、原則PLTの条文を指すものとします。

(1) PLT成立の背景

PLTは、国際的な特許制度の調和の議論の中で成立した条約ですが、各国特許制度の相違の観点からの議論に関する近年の一番大きな国際的な動き

は、国際出願制度の創設を行った1970年の特許協力条約（以下「PCT」といいます。）の成立が挙げられます。この国際出願制度の創設が検討された1960年代後半は、同じ発明に係る出願が複数国に行われる傾向が強まるなど各国特許庁が処理すべき出願が増大かつ複雑化していました。このような背景をもとに1978年に発効したPCTの特徴は、国際段階での国際公開や国際調査・国際予備審査に関する制度を備えたものであることとともに、最終的な特許付与の可否に関する特許性の実体的条件は各締約国に委ねており（PCT第27条（5））、全締約国が守るべき国際出願の「手續制度」を定めたものである点が挙げられます。このPCTで定められた手續や形式的要件は、締約国及びPCTに基づく国際出願（以下「PCT国際出願」といいます。）件数の増加に伴って国際的に広く認容されるものとなり、特許出願の手續や形式的要件の調和の素地となった側面も大きいと考えられます。

1980年代においても、国際的に発明が適切な保護を受けるために複数国で特許権を取得する必要性が一層高まる中、各国の特許制度の調和を目的とした国際約束作成に関する議論が開始され、世界知的所有権機関（以下「WIPO」といいます。）における10回にわたる専門家会合の議論を経て、1991年6月にハーグにおいて外交会議が開催されました。この条約草案は「Supplementing the Paris Convention as far as Patents are Concerned (Patent Harmonization Treaty：特許調和条約)」と呼ばれ、特許制度の実体的側面を含むものでしたが、米国が先発主義の許容に固執したことなどにより採択に

PLT発効までの経緯

1985年7月	特許制度の調和を目的として検討開始
1991年6月	「特許調和条約」外交会議開催 米国が先発主義の許容に固執したこと等により不採択
1992年9月	WIPO一般総会にて、南北対立項目を特許調和条約草案から削除し、GATT・TRIPSの場において議論継続
1994年1月	米国が先発主義を堅持する発言
1994年9月	WIPO一般総会にて先願主義規定等を特許調和条約草案から削除して早期締結を図った提案に各国が反発。 特許調和条約の議論凍結
1995年5月	先願主義等の実体的要件以外の手續や形式的要件の調和を目指した議論開始
2000年5月	PLT外交会議開催
6月	PLT採択
2005年4月	10か国の締約国によりPLT発効

特許庁ウェブサイトを参考に作成

至りませんでした。

その後、この条約草案の議論において途上国と先進国との間の対立項目であった特許対象となる技術分野、特許によって与えられる権利、保護期間等に関することは、通商問題の一環としてGATTウルグアイ・ラウンドにおける議論に委ねられ、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Cとして採択された知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(以下「TRIPS協定」といいます。)に定められました。

一方、WIPOにおいては、特許調和条約の妥結可能性の低下やTRIPS協定の採択を受けて、我が国による主導もあり、実体的要件を除く特許出願等に関する手続や形式的要件についてのみ規定する国際約束の作成交渉が1995年から開始されました。5回の専門家会合及び3回の常設委員会での議論を経て、2000年5月にジュネーブにおいて外交会議が開催され、同年6月1日にPLTが採択されました。

PLTは、直接的には手続的側面の国際調和に特化した条約となりますが、WIPOにおける各国特許法の国際調和に関する議論の中で、合意可能な項目が抽出された条約であるという面も大きいと考えられます。

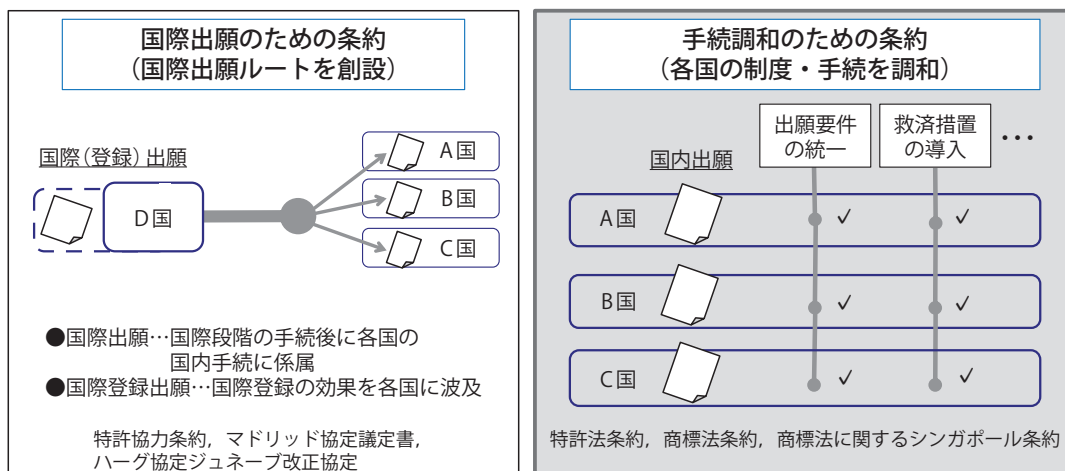
同一の出願を多数国に対して行う出願人にとって、PCT国際出願制度は、事務処理や費用負担の軽減、出願日の迅速な確保等の利点が存在する一方、数ヶ国のみにおいて権利取得を目指す出願人にとっ

ては、PCT国際出願制度を介さずに各国へ直接出願の方が効率的かつ効果的である場合もあります。現在、我が国出願人による海外への出願の約半数¹⁾はこうした直接出願であり、PLT締結を通じた各国出願手続の国際調和の実現は出願人の利便性向上に資するものです。

我が国出願人が、それぞれのニーズに合わせた出願方法により海外での知的財産の権利化を円滑に行えるよう、PCTのみならず、国内手続の国際調和に関するPLTの締約国増加も重要であると考えられます。

(2) PCTとPLTの関係性

以上のようにPCTとPLTの目的は異なりますが、PCT国際出願の手続は多くの国で実施されているという背景から、国内手続の調和を定めたPLTにおいてもPCTの条項等を引用する規定やPCTに倣った規定が少なくありません。例えば、PLTが適用する出願及び特許に関する規定においてもPCTを引用していますし(第3条(1))、PLTに規定する出願の「形式又は内容」はPCT第27条(1)に規定する「形式又は内容」と同義であり、願書様式に関する事項や料金に関する事項等でもPCTを引用しています(第6条(1)、(2)及び(4))。また、PCTの改正、修正又は変更であってPLT及びPLTに基づく規則(以下単に「規則」といいます。)



1) WIPO IP Statistic Data Centerによると、2012年の我が国出願人の海外出願件数200,347件のうち、約47%がPCT経由で出願され、約53%が各国へ直接出願されている。

と両立するものは、PLTに基づいて設置される總會（以下「PLT同盟總會」といいます。）における四分の三以上の多数の議決によりPLTに適用されます（第16条（1））。この点、PLTにおける「PCT」の定義は、PCTに基づく規則（以下「PCT規則」といいます。）及び実施細則も含むものであり（第1条（xvii））、PCT国際出願の願書様式の変更もPLTに適用され得ることになります。

PCT規則の修正等には、締約国の国内法令と適合しない間は当該修正等を当該締約国には適用しないことを認める経過措置が定められる場合があります。これは、PCTが多くの国に国際出願制度の活用を促し、各国で特許取得を目指す出願人及びそれらの国の特許庁の双方の負担軽減を図ることを目的としていることと関連し、経過措置を認めることによって多くの締約国が当該修正等を受け入れやすくするものです。しかしながら、PLTは、これらのPCT規則に設けられる経過措置の規定を適用しません（第16条（2））。PLTは締約国それぞれの国内出願の手続の国際調和を図ることを主眼としており、各国にPLTと整合的な制度整備の促進を実効的なものとするのが目的であるからと考えられ、もし必要があれば独自に経過措置を設けることとなります。このような関係性を踏まえ、外交会議の合意文書²⁾においては以下のような記載が含まれています。

- ① 必要に応じて、PLT同盟總會はPCT同盟總會と合同で開催
- ② PCTに基づく実施細則の変更提案は、必要に応じてPLT締約国とも協議
- ③ WIPO事務局長は、必要に応じて、PCT同盟總會及びPCT関係会合へオブザーバーとしてPCT締約国でないPLT締約国の参加をPCT同盟總會に提案
- ④ PLT同盟總會は、第16条の規定に基づきPCTの改正、修正又は変更をPLTに適用することを

採択する場合、PLTの特定の条項に経過措置の規定が可能

一方、PLT採択・発効を受け、PCTにおいても欠落の補充手続や優先権の回復などの手続者の救済を拡充する規定の導入が議論され、2005年のPCT同盟總會においてPCT規則の修正が採択され、2007年4月1日に施行されています³⁾。

このようにPCTとPLTは相互に影響を与えつつ、一体としてよりユーザーフレンドリーな方向に進んでいると言えるかもしれません⁴⁾。

(3) 我が国によるPLT締結の意義

PLTは2005年4月28日に発効し、2015年8月1日現在36か国⁵⁾が締結しています。各締約国はPLTに従った国内制度や運用により特許出願等に関する手続を国際的に調和・簡素化させ、出願人等の事務負担を軽減させています。欧州ではフランスや英国、スペイン等が締結済みであることに加え、2007年12月13日に発効した欧州特許条約の改正（EPC2000）が既にPLTに準拠しており（欧州特許機構はPLT未締結）、米国でも2012年に制度改正を実施し、2013年12月18日にPLTが発効しています。

このようなPLT締約国の増加や米国や欧州におけるPLT準拠の流れにおいて、我が国においても手続を国際調和させることで我が国出願人の手続負担を軽減するとともに、東アジアにおける最初のPLT締約国として各国にPLT締結を促進することで、我が国出願人が円滑に特許取得できる環境の整備が期待されます。

3. 条約の国会承認について

条約締結に関する国会承認の流れについて、簡単に紹介します。

2) "Agreed Statement by the Diplomatic Conference Regarding the Patent Law Treaty and the Regulations under the Patent Law Treaty"
 3) 我が国は経過措置により適用を留保してきたが、国内法令を改正して留保を撤回し、優先権の主張を伴う出願に関する先の出願の引用補充手続については2013年10月から、優先権の回復については2015年4月から適用している。
 4) 2014年マドリッド制度同盟總會においては、WIPO国際事務局と出願人の間の手続について、STLT第14条に定める手続の期間徒過に関する救済と類似の措置を導入する標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定に関する議定書に基づく共通規則の修正が採択された（2015年1月1日施行）。
 5) 参考：http://www.wipo.int/treaties/en/ShowResults.jsp?lang=en&treaty_id=4

(1) 大平三原則

日本国憲法第73条第3号は「条約を締結すること」を内閣の職務と定めるとともに、そのただし書に「事前に、時宜によっては事後に国会の承認を経ることを必要とする」と規定して国会による何らかの関与を求めており、同条第2号に規定する「外交関係の処理」と差異を設けています。ただ、全ての国際約束を同条第3号に規定する「条約」として国会承認を必要とすると、国際関係の緊密化が進む昨今、迅速性が大きく損なわれる恐れがあります。

そこで、同条第3号に基づき国会承認を必要とする条約の基準を示したものが、1974年に衆議院外務委員会で行われた大平正芳外務大臣の答弁⁶⁾になります。この答弁では、①新たな立法措置又は既存の法律の維持が必要となる法律事項を含むもの、②既存の財政措置以上の支出義務の発生などの財政事項を含むもの、③政治的に重要な国際約束であってその発効のために当事国における最終的な確認・同意の手続である批准を必要とすることが締約国間で合意されているもの、の三種類の国際約束が国会承認を必要とする条約である旨の見解が示され、これが「大平三原則」として現在でも引き継がれています。また、当該答弁では、国会承認が不要なものとして「既に国会の承認を経た条約や国内法あるいは国会の議決を経た予算の範囲内で実施し得る国際約束」を挙げており、これらは「行政取りきめとして、憲法第72条第2号にいう外交関係の処理の一環として行政府限りで締結し得る」と述べられています。

今回の「特許法条約の締結について国会承認を求めるの件」及び「商標法に関するシンガポール条約の締結について国会承認を求めるの件」は、この大平三原則における①法律事項を含むものとして国会へ提出されました。

(2) 条約に附属する文書等

PLTに附属するものとして規則が存在しますが、

国会へは提出されていません。これまで我が国が締結した条約において「附属する」と規定される文書等についても国会承認を求めて提出するか否かは、附属する文書等が当該条約と不可分であるか否か、条約の認証謄本に含まれているか否か等を個別に検討した上で判断されてきました。

この点、PLTは、規則に関して「不可分の一部」といった明文規定を置いておらず、寄託者であるWIPO事務局長から送付された認証謄本にも規則は含まれていません。また、PLTの改正や修正は原則締約国会議を開催して行うこととなるのに対し（第19条(1)）、規則の修正は必要に応じ、原則PLT同盟総会の決定により行うことが定められています⁷⁾（第14条(2)）。

このような観点から、締結について国会承認を求めるものはPLTのみとすることが妥当と判断されました⁸⁾。

(3) 内閣法制局第三部審査について

内閣が国会へ提出する案件のうち日本国憲法第73条第3号ただし書に基づく条約の国会承認は、外務省が担当する案件として、内閣法制局第三部の審査を経て閣議に付されます。今回の特許法等の一部を改正する法律案を含め、特許庁が担当する法律案は内閣法制局第四部において審査されますが、PLT及びSTLTについては内閣法制局第三部の審査を通じて和訳が作成され、閣議に付されました。

外務省においては、知的財産に関する多数国間条約や国際機関等に関する業務を行う経済局国際貿易課知的財産室と、条約の締結や解釈に関する業務を行う国際法局経済条約課の協力により内閣法制局審査への対応が行われました。

(4) 閣議決定・国会審議

閣議決定までのプロセスや関係議員への説明、国会審議の対応等については、知的財産室が所属する

6) 衆議院会議録情報 第072回国会 外務委員会 第5号

7) 国内法令との対応関係は、原則として、PLTの規定事項は法律、規則の規定事項は下位法令。PLT同盟総会で規則が修正された場合には下位法令の改正による対応を想定。

8) STLTに関しても同様。

経済局や経済条約課が所属する国際法局等の全体を巻き込んだ業務となります。今回は、与党内における外交部会や総務会等での議論も経て、3月10日に閣議決定後、衆議院及び参議院の各調査室への説明等も行い、5月20日に衆議院外務委員会の質疑・採決、同月21日に衆議院本会議にて採決、6月16日に参議院外交防衛委員会にて質疑・採決、同月17日に参議院本会議にて採決となって国会承認となりました。これらのプロセスの間に関係議員や各政党への説明等が個別に実施されており、筆者自身も数十回にわたり議員会館や国会等を訪問しました。

なお、この国会における条約締結の承認は、憲法第73条第3号ただし書の規定に基づくものであり、WIPOに加入書を寄託して締結を行うためには、再度閣議決定を行うこととなります。実際の効力発生までの間に⁹⁾、平成27年改正法に基づき下位法令を整備する必要がありますが、この点、当該改正法の施行日は「公布の日（平成27年7月10日）から起算して一年を超えない範囲において政令で定める日」と規定されており、この施行日後に我が国において効力が発生するタイミングで加入書寄託を行うことが想定されます。

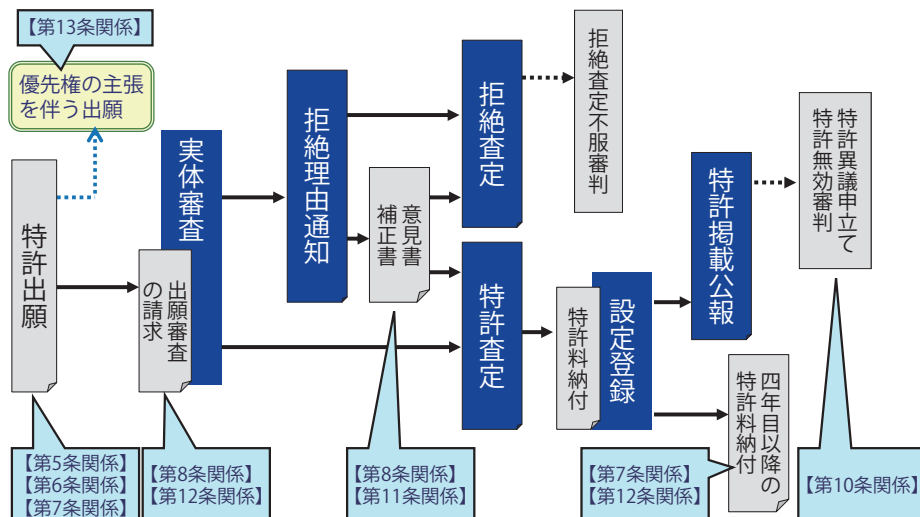
4. PLTの詳細

PLTは、第1条から第4条までに略称や適用範囲等の原則的事項、第5条から第10条までに特許出願等に関する手続に関して締約国が採用することができる要件等、第11条から第13条までに手続の期間が遵守されなかった場合の救済等、第14条以下に規則や他の国際約束との関係、管理規定、改正や締約国となるための手続等を定めています。これらの規定のうち、国内制度や運用に影響を与える規定等を中心に以下詳述します。

なお、具体的なPLT条文及び和訳については外務省ウェブサイト¹⁰⁾、規則条文についてはWIPOウェブサイト¹¹⁾、平成27年法改正の条文については特許庁ウェブサイト¹²⁾をご参照ください。

(1) 略称及び一般原則等

PLTは各国の官庁に対する手続を調和する条約ですが、この官庁に対する手続とは「出願又は特許に関し、自国の官庁に対して行われる手続」を指しており（第1条 (xiv)）、「官庁」とは「特許を与える



特許出願等の手続の流れとPLT
(外務省ウェブサイトを参考に作成)

9) 締約国における効力発生日は、WIPO事務局長に加入書の寄託日の後3月の期間満了日又は加入書に明示されたそれより遅い日であって寄託日の後6月以内の日（第21条（1））。

10) http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_001868.html

11) <http://www.wipo.int/treaties/en/ip/plt/>

12) http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyohoutou_kaiei_270710.htm

● 任務その他のこの条約の対象となる事項に関する任務を有する締約国の当局」と定義されています(第1条(i))。我が国における「官庁」は、審査・審判、登録を司る特許庁に他ならず、PLTの適用対象は特許庁に対する手続となります。国によっては、特許付与を行う官庁と特許の管理を行う官庁が異なる場合も想定されますが、いずれの官庁に対する手続についてもPLTの適用対象ということになります。● なお、外交会議の合意文書において「自国の官庁に対する手続」は司法手続を含まないことが確認されています。

● PLTはその一般原則として特許に関する実体的要件を対象としないことを明確化し(第2条(2))、出願人や権利者がより有利になるのであればPLT及び規則に定める要件と異なる要件を定めることを締約国に許容しています(第2条(1))。出願日設定のための要件はこの後者の原則から除外されていますが、これは第三者との関係を考慮し、PLTに定める要件以上の緩和は許容しないことを定めたものと解されます。いずれにしても、このような原則から、手続者はPLTで認められた最大限の要件に準拠さえすれば、どの締約国の形式的要件も満たすこととなります。また、TRIPS協定第73条(b)の規定と同様に、締約国の安全保障上の重大な利益を保護するために必要と認める措置はPLT適用の例外となります(第4条)。これらの一般原則と類似の規定はPCTに既に定められているものです(それぞれPCT第27条(4)、(5)、(8)参照。)

● PLTとPCTとの密接な関係性は上述した通りですが、PLTはパリ条約の規定であって特許に関するものの遵守も定めており(第15条)、PLT締約国がパリ条約同盟国でない場合であってもパリ条約遵守が求められます。また、PLT締約国となるためには、パリ条約同盟国又はWIPO構成国であること(政府間機関については構成国の一つ以上の国がパリ条約同盟国又はWIPO構成国であること)が条件とされ、自国の特許庁を通じて特許付与可能な国

のみならず、他国や政府間機関の特許庁を通じて特許付与可能な国についても締約国となることが可能です(第20条(1)、(2)及び(3))。

● なお、PLTは10箇国が批准書又は加入書をWIPO事務局長に寄託して3月後に発効することが定められており(第21条(1))、実際には2005年4月28日に発効しています。

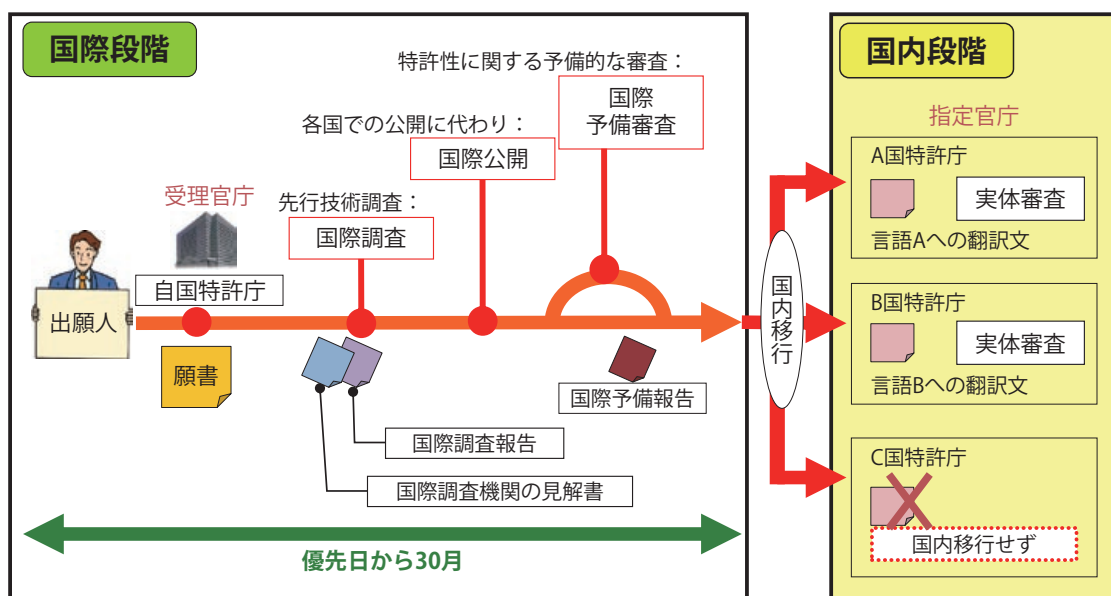
(2) PLTが適用される出願及び特許

● PLTは、締約国の特許庁に対して又は当該特許庁についてする特許及び追加特許の国内出願及び広域出願、並びに締約国について効力を有するもの¹³⁾として与えられた国内及び広域の特許及び追加特許に適用される旨を定めています(第3条¹⁴⁾)。一般に「特許」とは産業的発明に独占権を付与することであり、「追加特許」とは自己の特許発明に新たな変更や改良、拡張を加えた発明に与えられる特許と考えられます。この点PLTは、PCT国際出願として認められる特許及び追加特許の出願がPLTの適用を受ける特許及び追加特許の出願である旨を定めています(同条(1)(a)(i))。したがって、PCT国際出願としては認められている発明者証、実用証、実用新案、追加特許証、追加発明者証、追加実用証(PCT第2条(i)参照)及びそれらに関する出願についてはPLTを適用する必要がありません。また、継続出願や一部継続出願についてはPCT国際出願をすることが認められていますが(PCT規則4.11)、PCT国際出願としてすることが認められない仮出願や再発行出願、期間延長出願等についてはPLTを適用させる義務はありません。一方、PCTには分割出願についても特段の定めがありませんが、PLTはパリ条約第4条G(1)又は(2)が定める「分割された出願」も適用対象となる旨を明示的に定めています(第3条(1)(a)(ii))。

● PCT国際出願との関係については、①PCT国際出願を各国の国内段階へ係属させるための移行手続

13) 締約国の官庁による付与か政府間機関の広域特許庁による付与かを問わず、当該締約国で効力を有する特許及び追加特許にPLTが適用される。

14) 第3条(1)(a)は「締約国の官庁に対して又は当該官庁についてする」国内出願及び広域出願についてPLTは適用される旨を定めている。例えば、欧州特許庁に対する特許出願は、欧州特許庁へ直接出願を行う他、欧州特許条約締約国の国内法令に定めがある場合には当該締約国の特許庁が代理で受理して欧州特許庁へ送付することが可能であり、前者が「官庁(欧州特許庁)に対してする出願」であり、後者が「官庁(欧州特許庁)についてする出願」と整理される。



PCT概要
(特許庁ウェブサイトより作成)

を行う期間（優先日から原則30箇月。PCT第22条及び第39条）、及び②各国の国内段階へ係属させるための移行手続を行う期間の満了後である各国特許庁がPCT国際出願の国内処理又は審査を開始可能となる日（PCT第23条及び第40条）以後に開始される手続に対してPLTが適用される旨を定めています（第3条（1）（b））。つまり、PLTは、国際段階のPCT国際出願に関する手続については適用されず、PCTが原則各締約国の法令に委ねている各国の国内段階移行後の手続について適用されます。特に、①国内段階へ係属させるための移行手続を行う期間には、PLTが定める救済等が適用されます。

(3) 出願日について

① 出願日設定のための要件

出願日に関する規定は、この条約において最も重要な規定の一つです。先願主義を原則とする特許制度において出願日は非常に大きな意義を有することは言うまでもありません。この点PLTは、出願人の利便性に資するよう出願日設定のための要件を明確化するとともに、出願日設定の要件を以下の3つの要素の提出に限定しています（第5条（1））。以下の（i）及び（ii）の要素については特許庁が認める言語で行うよう求めることが可能ですが、（iii）の要素については如何なる言語であっても特許庁は受

理しなければなりません（同条（2））。

- （i）出願を意図する旨の明示的又は黙示的な表示
- （ii）出願人を特定することができる表示又は／及び特許庁が出願人に連絡することを可能とする表示

（iii）明細書であると外見上認められる部分

出願日設定に際し、（iii）の要素について形式的要件や実体的要件は判断されず、外見上明細書と認められる部分があれば十分なものとされます。締約国の選択により、明細書であると外見上認められる部分として図面を提出することも認められますが（第5条（1）（b））、我が国は選択しない予定です。

この要件を満たす出願に対して出願日を設定することが締約国に義務付けられており、設定された出願日は、後に出願書類の不備等により出願が却下されたり、みなし取下げとなったりする場合であっても取り消すことは認められません。また、特許庁がオンラインでのみしか手続書類の提出を認めないことも許容されますが（第8条（1））、その場合であっても、この出願日設定のための手続は書面でも受理する義務があることを明示的に定めています（第5条（1）（a）及び第8条（1）（a））。

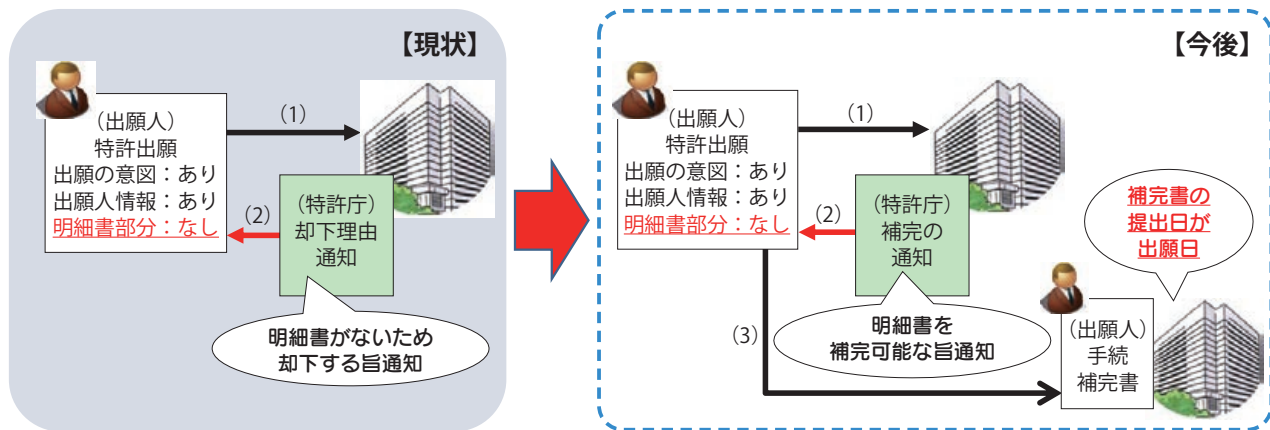
出願日設定のための要件に不備があるときは、特許庁は出願人に通知しますが（第5条（3））、この通知の有無にかかわらず、出願人等は事後にその要件を満たすことができます。この場合には要件が全て

満たされた日が出願日として設定されますが、これにより出願日が少し後ろ倒しになったとしても、出願人は再出願を行ったり、再度出願手数料を納付したりする必要がなくなります(同条(4))。ただし、特許庁の業務運用の観点から、事後に要件を満たすことができる期間は一定期間(特許庁による通知の日又は特許庁が出願日設定のための要件を満たす要素のいずれかを受理した日から2月以上の期間(第2規則(1)又は(2)))に限定することができます。

これらの規定は出願日設定のためのものであり、出願日設定後に、明細書に関する形式的要件、我が国特許法第36条第4項に定めるような実施可能要件や先行技術開示の要求を妨げるものではありません。また、PLTは全体として出願日設定に関して

出願人の利便性に資する規定を多く設けていますが、PLTの規定が、従来から出願人が享受可能な優先権主張に伴う優先日の利益や分割出願等に関する先の出願の出願日の利益を損なうものではないことも再確認されています(第5条(8))。

我が国国内制度では、平成27年法改正において特許法第38条の2を新設することにより、PLTの規定に準拠した特許出願の日の認定の要件の明確化、事後に当該要件を満たす「補完」の概念の導入等が行われます。出願日の認定や補完の概念は、PCTに準拠した特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第4条、商標法条約に準拠した商標法第5条の2の規定に既に導入されていますが、特許法には初めて導入されることになります。



②欠落した明細書の一部又は図面について

PLTは、出願日設定の際に明細書の一部又は図面の欠落が認められた場合には、特許庁が出願人へ通知することを義務付けています(第5条(5))。この通知は出願日設定の際に限定されており、その後の手続や実体審査において発見された場合は含みません。また、出願日設定の際に欠落の有無の確認を特許庁に義務付けたものでもありません。

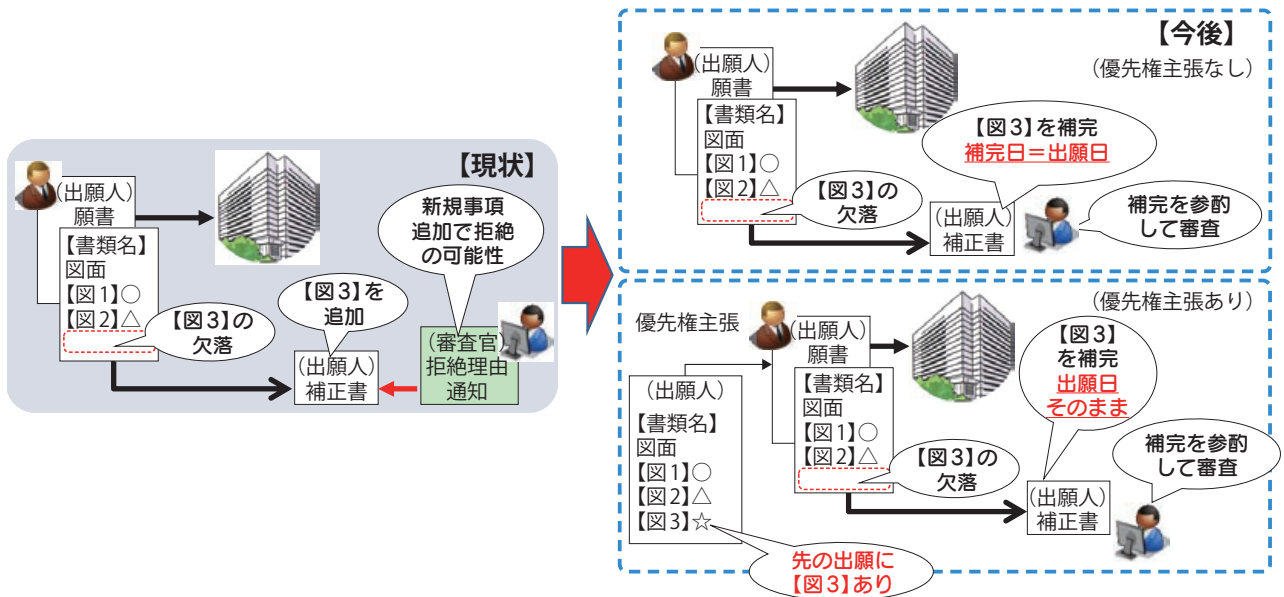
出願人は、特許庁からの通知の有無にかかわらず、欠落した明細書の一部又は図面を一定の期間内(特許庁による通知の日又は特許庁が出願日設定の要件を満たすための要素のいずれかを受理した日から2月以上の期間(第2規則(3)))であれば提出可能であり、提出した明細書の一部又は図面は出願に含まれます(第5条(6)(a))。欠落した明細書の一部又は図面を後から提出することは、通常の補正とは

異なり、最初に提出された出願内容の拡大を許容するものであることから、既に出願日設定の要件を満たした後であれば、特許庁は当該欠落した明細書の一部又は図面の受理日を出願日として再設定します(同条(6)(a))。

ただしこれには例外もあり、出願した際に優先権を主張するものであって、欠落した明細書の一部又は図面が優先権の主張の基礎となる先の出願に完全に記載されている等の一定の要件(第2規則(4))を満たす場合には、当該欠落した明細書の一部又は図面の受理日を出願日とするのではなく、既に設定された出願日が維持されます(第5条(6)(b))。更に、出願人の意図に反して欠落した明細書の一部又は図面の受理日が出願日とされてしまうことを回避するため、後から提出した明細書の一部又は図面を取り下げることも認められています(同条(6)(c))。

我が国国内制度では、平成27年法改正において特許法第38条の4を新設することにより、PLTに

定める欠落した明細書の一部又は図面の提出を「補完」として導入しています。

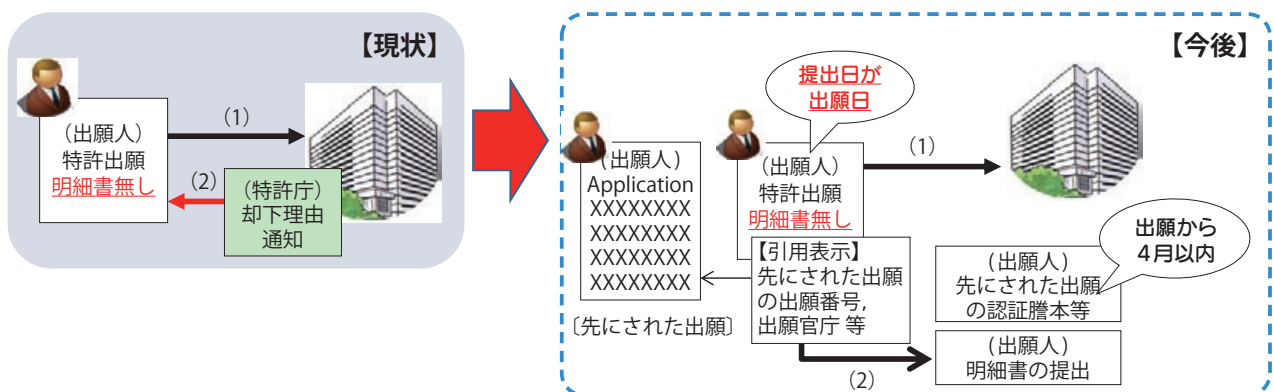


③先にされた出願の引用による明細書又は図面の代替

PLTは出願日設定に際して、先にされた出願の引用により、明細書及び図面の代替が可能であることを定めています(第5条(7)(a))。締約国は、この引用元となる「先にされた出願」が出願人又はその者の前権利者若しくは承継人によるものであることを要求可能ですが(第2規則(5)(c))、いつどこにされたものかについては限定できません。この引用による代替の具体的な要件は規則に定められており(第2規則(5))、引用の表示、先にされた出願の番号及びその出願先である特許庁、並びに締約国が求める場合には先にされた出願の出願日を出願時において表示する必要があります。また、締約国は、出願の受理日から一定の期間(翻訳文については2月

以上の期間、認証謄本については4月以上の期間)内に、先にされた出願の写し及び必要な場合は翻訳文、並びに先にされた出願の認証謄本の提出を求めることができます(先にされた出願が同じ特許庁への出願である場合や電子図書館から特許庁が入手可能である場合には、先にされた出願の写しや認証謄本の提出は不要です(第4規則(3))。)。なお、出願日設定後において、特許庁は代替された明細書又は図面の提出を要求可能であると解されています(第6条(1)(i)及び(7))。

実質的には開示すべき発明の内容が出願時に特許庁へ提出されないものであり、我が国国内制度においてはかなり異質な手続になります。平成27年法改正によって特許法第38条の3に新設される「先の特許出願」を参照すべき旨の主張により、我が国で



もPLTに定められた引用による代替が可能となりますが、我が国で速やかに出願日を確保すべきものについて明細書等が手元にない場合などに緊急避難的に利用されることが予想されます。また、特許庁における事務負担も考慮されて、出願手数料とは別途の手数料が特許法第195条別表に定められています。

ちなみに、第5条(7)に定められた「previously filed application」を「先にされた出願」と和訳することにより、優先権の主張の基礎となる出願である「先の出願(earlier application)」との区別をはかっています。

(4) 出願について

PLTが定める出願に関する事項は、既に世界的に活用されているPCTの規定の引用や影響が色濃く表れています。まず、締約国における出願の形式又は内容について、PCT国際出願に対して適用する要件と異なる要件を定めることを禁止しています(第6条(1))。ここで表現される「形式又は内容」¹⁵⁾は、PCT第27条(1)の規定にある「形式又は内容」と同じものであり、実体的要件を意味するものではないことが外交会議で確認されています。例えば、TRIPS協定第29条に定められるような発明の開示の義務等は、この「形式又は内容」に関する要件ではないと整理できます。また、PCTに規定のない分割出願等については、その形式又は内容に関する要件を規則において定めています(第6条(1)(iii)、第3規則(1))。これらの形式又は内容は、PCT第27条(4)の規定と同様に、出願人が有利になる要件であれば締約国が自由に定めることが可能であると解されます。

PLTでは、この「形式又は内容」と関連して、締約国における出願に求められる発明の単一性の要件がPCTに定められるものと異なる場合には、PCTに基づき国際出願に適用される発明の単一性の要件については適用しないことを宣言することができます(第23条)。そもそも発明の単一性に関する要件が、手続や形式的要件を定めた本条約の適用対象となることに疑問を感じる方もいるかもしれません

が、これは、PCT第3条が規定する発明の単一性の要件もPCT国際出願の「形式又は内容」に含まれるものであり、その「形式又は内容」がPLTの定める出願の形式又は内容と同義であることに起因するものです。なお、我が国国内制度で求められる発明の単一性の要件は、PCTが定める発明の単一性の要件と合致しています(特許法第37条、特許法施行規則第25条の8)。

願書様式については、締約国が定める国内願書様式の使用を出願人に求めることを認めており(第6条(2))、締約国はこの願書様式に規則等に定められた内容を含めることを要求可能です。その一方で、規則に従ってPLT同盟総会で設定される願書様式(第3規則(2))の受理も義務付けています(第6条(2))。

締約国は、出願日設定に際しては言語を問わずに受理する明細書も含め、出願の全ての部分について締約国が認める言語への翻訳を出願人に対して要求可能です(第6条(3))。また、締約国が認める言語が二つ以上ある場合には、締約国が認める言語で提出された発明の名称、特許請求の範囲及び要約について、締約国が認める他の言語に翻訳することを出願人に対して求めることも認めています(第3規則(3))。

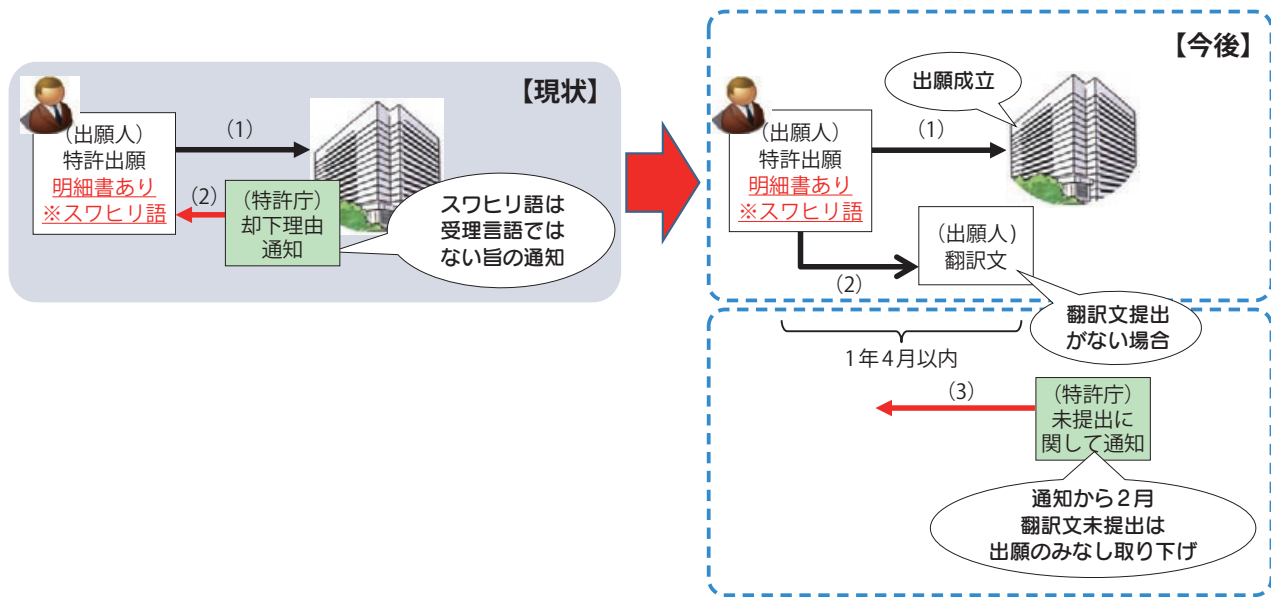
締約国は優先権書類の要求も認められており(第6条(5))、先の出願の出願日から16月以内の提出や認証謄本の要求も可能ですが(先の出願が同じ特許庁にされていた場合や電子図書館から入手可能な場合には優先権書類の提出の要求はできません(第4規則(3))、優先権書類の翻訳文の提出は特許性判断に関連して優先権の有無の確認が必要となった場合のみに限定することで、出願人負担の軽減を図っています(同規則(4))。同様に、出願、優先権、翻訳文等に関する証拠の要求についても真実性や正確性に関して合理的な疑義を有する場合に限定しています(第6条(6))。この合理的な疑義の解釈は締約国に委ねられていますが、サンプルチェックのように機械的に案件を選択して証拠を求めるようなことは禁止されると解されます。また、この証拠の要求の制限は実体的要件の判断には適用されません。例えば、PCTにおいても国内的要件として認めら

15) 具体的には、受理官庁で受理する国際出願に関するPCT規則第3規則や第4規則等に規定するもの、国内段階で適用可能な要件として同規則第51規則の2に規定するものと考えられる。

れている新規性喪失の例外に関する証拠 (PCT規則 51の2.1 (a) (v)) 等の要求は制限されません。

これらの出願に係る要件に不備がある場合には特許庁が出願人に通知し、一定の期間 (特許庁による通知の日から2月以上の期間又は通知できなかった場合には特許庁が出願日設定のための要件を満たす要素のいずれかを受理した日から3月以上の期間 (第6規則 (1) 及び (2))), 当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与えることが義務付けられ

ています (第6条 (7))。この期間を過ぎても要件が満たされない場合には出願の却下やみなし取下げとなりますが、設定された出願日が取消されることはありません。また、優先権の主張に関して求められる要件の不備については、優先権の主張は無効となっても出願の却下やみなし取下げにはならないことが明確化されるとともに (第6条 (8)), 優先権の回復や優先権の主張の訂正又は追加 (第13条) が行われる可能性を考慮する必要があります。



(5)代理について

「代理人」になり得る者については締約国の国内法令に委ねられており (第1条 (x)), 締約国は、国内法令に基づき特許庁に対して業として手続をとる権能を有することや締約国が定める領域内に宛先を設けることも要求可能です (第7条 (1) (a))。代理人選任方法としては、締約国は、出願人が署名等を行った個別の委任状、願書様式において出願人が署名したもの、同一の出願人の既存及び将来の出願や特許に関して案件を明示しない包括委任状、及び規則に基づき作成されるモデル国際様式を認める必要があります (第7条 (3) 及び第7規則 (2), 第8条 (3) 及び第20規則 (1) (i))。

PLTは、特許庁に対する手続のための代理人選任の義務付けを原則認めています、幾つかの例外を置いています (第7条 (2))。まず「出願日の設定のために出願すること」が挙げられており、締約国は、出願日設定のための要件を満たすための要素の

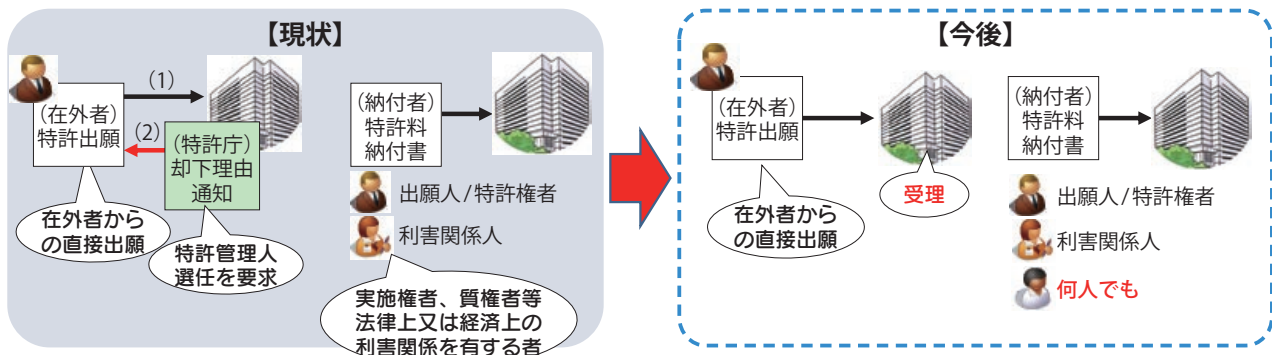
提出について、出願人が国内在住者か在外者かを問わず、代理人を選任せずに自分で行うことを認める必要があります。また、その際に特許請求の範囲や翻訳文の提出、手数料の納付等も一緒に行われるのであれば、それらも代理人を選任せずに一緒に行うことが可能と解されます。次に「料金の単なる支払」が例外とされていますが、何が料金の単なる支払に該当するかについては締約国の判断によります。我が国国内制度では、特許料等の納付に際して原則納付書の作成・提出が必要とされることから「料金の単なる支払」は存在しないと考えられます。この他、「先の出願の写し」及び「先になされた出願の写し」の提出が例外として規則に定められるとともに (第7規則 (1)), これらの4つの手続に関して特許庁による受領証の交付又は通知を受けるための代理人選任の要求も禁止されています。更に、特許の存続のための料金の納付は納付主体に制限を置くことができません (第7条 (2) (b))。納付者が国内在住者であるか否かを問わないのみならず、代理人として選

任されていない特許管理会社等であっても納付可能とする必要があります。

締約国は、代理人及び代理人選任等に関する手続について、PLT及び規則に定められたもの以外の要件を求めることはできません(第7条(4))。また、要件に不備がある場合には、特許庁は出願人に通知し、一定の期間(特許庁による通知の日から2月以上の期間又は通知できなかつた場合には当該手続が開始された日から3月以上の期間(第7規則(5)及び

(6))、当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与えることが義務付けられています(第7条(6))。

我が国国内制度では、特許法第8条において在外者による手続は原則国内在住者による代理を義務付けていますが、その例外を政令に委任しており、当該政令改正等においてPLTに準拠することになります。一方、特許の存続のための料金の納付については、平成27年法改正において納付主体が制限されないよう特許法第110条が改正されました。



(6) 書類について

書類とは「この条約に基づく手続に関するものであるか否かを問わず、出願又は申請、申立て、文書、通信その他の出願若しくは特許に関する情報であつて、官庁に提出されるもの」と定義され(第1条(v))、原則特許庁へ提出されるあらゆる書類が対象となります。締約国は、書類の送付の形式及び手段として、(a)紙以外による提出のみ認めること、(b)紙による提出のみ認めること、又は(c)紙でも紙以外でも認めることのいずれの選択も可能ですが(第8条(1))、出願日設定のためのものと手続の期間遵守を目的とした書類の提出は、その重要性の観点から、全ての締約国が紙による提出を認める必要があります(同条(1)及び第5条(1)(a))。ただし、その場合であっても、書類受理後に特許庁が認める提出形式への補正等を求めることは可能と解釈されます。規則においては、PCTに基づく要件(例えばPCT規則第11規則、第89規則の2、第92規則4等)

に従った書類の送付の形式及び手段を認めること等が定められ(第8規則)、電磁的形態又は電子的な送付手段による書類の提出を認める締約国は、法令で定める要件についてWIPOに通告する必要があります(同規則(2)(b))。

締約国は、別途翻訳文を要求可能な場合(16)を除き、特許庁が認める言語での書類の提出を要求可能であり(第8条(2))、当該書類には出願人等の氏名又は名称及び住所、出願又は特許の番号、並びに特許庁に登録されている出願人等の番号等の表示を求めることも可能です(第8条(5)、第10規則(1))。また、締約国は、手続者に対して「通信のための宛先」や「法的業務のための宛先」、「規則に定めるその他の宛先」の要求も可能であり(第8条(6))、宛先としてどのようなものを求めるかは締約国に委ねられています。このうち「法的業務のための宛先」は、PLT交渉過程において、締約国がその宛先に通知すれば手続者が実際に受領したか否かにかかわらず、当該通知が当該締約国において法的効果を生じさせるものが想

16) 具体的には、第6条(5)、第2規則(4)(iii)及び第4規則(4)の規定に基づく先の出願の写し、第2規則(5)(b)(i)の規定に基づく先にされた出願の写し、第7規則(3)の規定に基づく委任状、第16規則(3)の規定に基づく出願人又は権利者の変更の根拠となる文書、並びに第17規則(3)及びこれを準用する(9)の規定に基づく実施権又は担保権の根拠となる文書。

定されています。実際に、一部の国では、出願人の指定により、私書箱を「法的業務のための宛先」とする使用例もあるようですが、我が国には類似の制度は存在しないと解されます。また「規則に定めるその他の宛先」は将来的な技術発展に伴う電子的手法による送付が想定されており、現在の規則には「その他の宛先」に相当する規定は設けられていません。

書類に付される署名は「書類を提出した者を特定する方法」と定義されています(第1条(xi))。締約国が認める義務がある署名の要件の詳細は規則に委任されていますが(第8条(4)(a))、自国の手続者に対しては署名に代えて印影の使用を求めることは許容される(第9規則(3)(iii))、我が国はこの規定を適用することになります。また、手続者の負担軽減を図るため、署名の真正証明の要求は画一的又はサンプルチェック的に行うことはできず、準司法的な手続等の場合を除き、合理的な疑義を有する場合に限定されます(第8条(4)(b)及び(c))。例外とされる準司法的な手続とは何かについては締約国の解釈に委ねられており、我が国では特許無効審判等の手続が含まれるものと解されます。

以上のような要件に不備がある場合には、特許庁が出願人に通知し、一定の期間(特許庁による通知の日から2月以上の期間又は通知できなかった場合には特許庁が書類を受理した日から3月以上の期間(第11規則(1)及び(2))),当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与えることを締約国に義務付けています(第8条(7))。なお、PLTは、規則に従って定められたモデル国際様式に合致する様式による書類の提出を認めることも締約国に義務付けています(同条(3))。

(7) 特許庁からの通知について

PLTには、手続者の利便性向上の観点から、手続に不備があったときや手続の却下等を行う際に、特許庁からの通知や手続者に意見を述べる機会等を与えることを義務付ける規定が多くあります。一方で、手続者から連絡可能な表示が特許庁に提出されなかった場合には通知の義務はないこと(第9条(2))、特許庁からの通知がなくとも手続者の要件遵守義務は免除されないこと(同条(3))も確認的に定められています。

我が国国内制度では、既に手続や形式的要件の不備を理由として手続を却下する前には必ず通知が行われており、特許法第17条第3項に基づく補正の機会や実質的な意見を述べる機会、同法第18条の2に基づく弁明の機会が設けられています。ただし、要件不備による出願のみなし取下げや優先権の無効が法定されている場合には通知が義務付けられていなかったところ、平成27年法改正において特許法第36条の2第3項及び第4項、第43条第6項及び第7項、並びに第184条の11第3項及び第4項を新設してこれらの要件不備に対する通知を定めるとともに、出願日設定に関する要件の不備について新設される第38条の2及び第38条の4の規定においてもPLTに準拠した通知が規定されます。なお、規則に定められる特許庁からの通知等は下位法令の規定において準拠することになります。

① 通知による要件を満たす機会及び意見を述べる機会の付与

- ・ 出願日設定に関する要件不備(第5条(3))
- ・ 出願の形式又は内容、願書様式、翻訳文、料金、優先権書類等に関する要件不備(第6条(7))
- ・ 代理人及び代理人選任に関する要件不備(第7条(5))
- ・ 書類及び宛先に関する要件の不備(第8条(7))
- ・ 氏名又は住所等の変更、名義変更、実施権・担保権設定、誤記訂正に関する要件不備(第15規則(6)等)

② 通知

- ・ 明細書の一部又は図面の欠落(第5条(5))
- ・ 先にされた出願の引用による明細書及び図面の代替の要件不備(同条(7)(b))

③ 意見を述べる機会の付与

- ・ 特許の取消し又は無効(第10条(2))
- ・ 申請の却下(第11条(6)、第12条(5)及び第13条(6))

(8) 特許の有効性及び取消しについて

PLTは、出願に係る要件(第6条)や書類に係る要件(第8条)など限定列挙した一部の形式的要件の不備を理由として、付与された特許を取り消したり無効としたりしてはならない旨を定めています(第10条(1))。逆に、出願の翻訳文や優先権の主張の申立てに関する事項等に係る証拠の提出は、特許付与の判断に当たり、その内容及び範囲を正確か

● つ適切に確定する上で重要となる可能性が高いことから、それらの不備は特許の取消し等の根拠としてはならない形式的要件の不備から除外されています。また、特許の取消し等を行う際には、合理的な期間内に意見を述べる機会や補正・訂正の機会を権利者に与えることが義務付けられています(第10条(2))。

● 我が国国内制度では、出願段階における形式的要件の不備は特許無効理由に含まれておらず(特許法第123条)、特許無効審判の審理の過程において答弁書の提出や訂正の機会が既に設けられています(特許法第134条、第134条の2等)。

(9) 期間に関する救済及び権利の回復について

① 期間に関する救済について

● PLTは手続の期間に関する救済を定めており、その方法は当該手続の期間の延長又は処理の継続となります(第11条(1)及び(2))。救済の対象は特許庁が設定した期間に限られ、締約国は国内法令等により定められた期間(以下「法定期間」といいます。)には適用する義務はありません。従って、我が国国内制度では、法定期間を対象とせず、特許庁長官や審査官により指定された期間のみに適用されます¹⁷⁾。

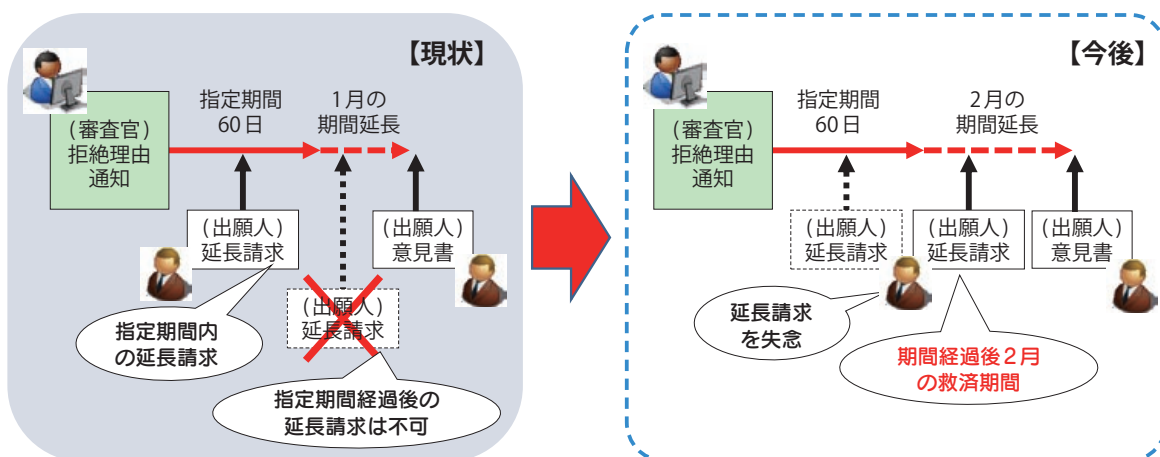
● この救済の要件は申請の提出と必要な場合の料金納付であり(同条(1)、(2)及び(4))、手続の期間を徒過した理由等その他の要件は原則要求できません(同条(5))。その他の要件の禁止の例外として「この条約又は規則に別段の定めがある場合」が挙げら

れていますが、これは主に代理に関する要件(第7条)及び書類に関する要件(第8条)が想定されます。

● 期間の延長による救済は、期間満了前の延長申請の提出、又は期間満了後であって一定期間(手続の期間満了日から2月以上の期間(第12規則(2)(b)))内の延長申請の提出をすることにより、当該手続の期間の延長(手続の期間満了日から2月以上の期間(同規則(2)(a)))が認められます(第11条(1))。この期間の延長による救済規定の導入は締約国に義務付けられてはいませんが、期間満了後の延長申請の提出による期間の延長を定めていない場合には、処理の継続を定める義務が生じます(同条(2))。この処理の継続は、一定期間(特許庁による手続の期間が徒過している旨の通知後2月以上の期間(第12規則(4)))内に処理の継続の申請と当該手続の要件を全て満たすことが求められ、締約国は必要に応じて出願人や権利者の権利の回復を認めなければなりません。

● 救済の申請に要件不備があった場合であっても、当該申請を却下とする前に意見を述べる機会として合理的な期間を手続者に設ける必要があります(第11条(6))。これは、主に、実際には手数料を納付していたにもかかわらず、手数料未納による却下がされる場合において手続者が意見を述べるができるよう配慮されたものです。

● 我が国国内制度では、従来から、特許法第5条第1項に基づき手続の期間満了前にもみ延長申請を行うことが可能でしたが、平成27年法改正において同条第3項を新設し、期間満了後においても延長申請の提出が可能となります。



17) 第11条と同様に期間に関する救済を定めたSTLT第14条では法定期間の徒過も救済対象。

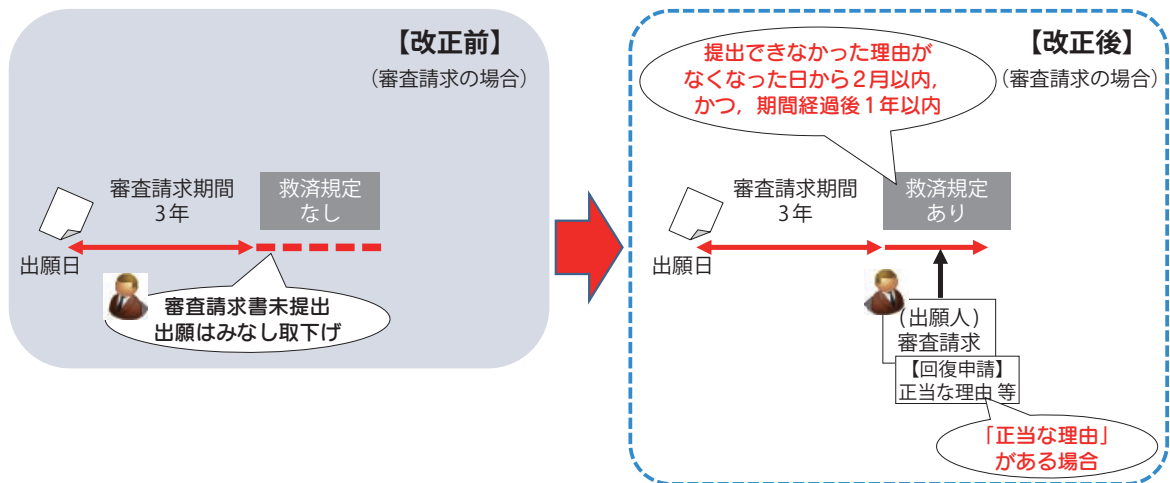
②権利の回復について

PLTは、官庁に対する手続の期間の非遵守がその「直接の結果」として出願又は特許に係る権利を喪失した場合のその権利の回復についても定めています(第12条(1))。権利の回復は、期間に関する救済とは対照的に法定期間も対象とされ、その期間の非遵守に関して状況により必要とされる相当な注意を払ったこと又は故意ではなかったことを特許庁が認める必要があります。締約国は、料金納付とともに、期間を徒過した理由に関する証明も要求可能です(第12条(3)及び(4))。これらの要件の不備により権利の回復の申請を却下する場合でも、意見を述べる機会として合理的な期間を手続者に設ける必要があることは期間に関する救済と同様です(同条(5))。

権利の回復の要件の一つである「直接の結果」の解釈は締約国に委ねられていますが、我が国国内制度においては期間の非遵守により法令上例外なく手続のみなし取下げとなる場合について権利の回復の制度を導入しています(特許法第36条の2, 第48条の3, 第184条の4, 第112条の2。平成27年

法改正により特許法第184条の11第6項も新設。)。また、PLTに定める「状況により必要とされる相当な注意を払ったこと」と同義である「正当な理由」を求め、この「正当な理由」の有無は、個々の事案の事実関係や具体的状況を考慮して特許庁により判断されます。

権利の回復に関する制度はPCTにおいても導入されており、その要件である「相当な注意を払ったこと」について記載された「受理官庁ガイドライン¹⁸⁾」に従うと、合理的に分別ある出願人等であれば行っていたと考えられる十分な措置を講じていたことを意味するものと考えられます。我が国においてもガイドライン¹⁹⁾が作成されており、具体的には当該ガイドラインを参照する必要がありますが、所定の期間内に出願又は特許に係る手続を行うことができなかったことについて、その原因となった事象が予測可能であったか否か、出願人等が手続を行うために当該事象の発生前に講じた措置と発生後に講じた措置が相応な措置であったか否か等の観点から判断されています。



③第三者との関係

PLTには、手続の期間の非遵守による権利喪失から回復までの期間中の第三者による当該権利に関連した行為等について特段の定めはなく、その扱いは締約国に委ねられています。我が国国内制度では、手続の期間の非遵守により一度は権利を喪失した出願人等を救済する場合であっても、利害関係を有する第三者を保護する規定の創設の検討などを行い、

は締約国に委ねられています。我が国国内制度では、手続の期間の非遵守により一度は権利を喪失した出願人等を救済する場合であっても、利害関係を有する第三者を保護する規定の創設の検討などを行い、

18) PCT Receiving Office Guideline <http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/pdf/ro.pdf>

19) 期間徒過後の救済規定に関するガイドライン http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/kyusai_method/h27guideline.pdf

全体的に出願人と第三者との間の権利関係が衡平なものとなるよう配慮した制度設計が行われています。具体的にどのような第三者保護規定を設けるか

又は設けないかについては、救済される手続の性質や期間の長さ等が考慮されています。

救済措置の内容	第三者との調整規定等
特許料追納による特許権の回復	特許権回復前の第三者による実施行為等に対する当該特許権の効力の制限
翻訳文提出期間徒過後の特許を受ける権利の回復	出願公開前に出願のみなし取下げとなり、第三者による発明の実施は生じ得ないため、特になし
審査請求期間徒過後の特許を受ける権利の回復	特許を受ける権利の回復前に善意で出願に係る発明を実施していた第三者に対し通常実施権を付与
指定期間満了後の延長請求	延長期間を限定し、別途手数料を徴収

④救済・回復の例外

各締約国の事情により、救済や権利の回復の規定を設けないことが認められる例外的な手続の期間が規則に列挙されており(第11条(3)及び第12条(2)、第12規則(5)及び第13規則(3))、その概略は以下の通りです。

- ・事実上の二重救済となり得る救済の申請期間や既に与えられた救済期間(第12規則(5)(i)、(ii)及び(iv)並びに第13規則(3)(ii)及び(iii))
- ・審査結果の見直しを求めて特許庁に請求する審判や再審の手続等に関する期間(第12規則(5)(v)及び第13規則(3)(i))
- ・第三者や出願手続の当事者でない者の利害が直接的に考慮される事情を有する当事者間手続の期間(第12規則(5)(vi)及び第13規則(3)(iv))。ただし、外交会議の合意文書では、第三者の対抗要件を配慮しつつ救済措置を設けることが望ましい旨確認されています。
- ・特許の存続のための料金納付に関する期間(第12規則(5)(iii))。期間に関する救済についてのみの例外。ただし、パリ条約第5条の2(1)に基づき権利存続のための料金納付の期間については6月の猶予期間が既に存在。

(10)優先権の主張の訂正又は追加及び優先権の回復

PLTは、パリ条約に基づく優先権の主張に関しても国際調和や救済措置導入を図っており、具体的には3つの措置を規定しています。まず、①出願時に行った優先権の主張に誤りがあった場合や優先権の

主張をし損ねた場合における出願人による優先権の主張の訂正や追加があります(第13条(1))。この規定は、パリ条約第4条D(1)に定める優先権の主張の申立てが後の出願そのものに含めることを要求していないことなどから導入されたものです。次に二種類の優先権の回復を定めており、②優先期間を徒過して優先権の主張を伴う後の出願をした場合における優先権の回復(同条(2))、及び③先の出願をした特許庁から適時に当該先の出願の写しが提供されず、後の出願について優先権の主張の要件を満たすことができなかった場合における優先権の回復(同条(3))があります。特に②の優先権の回復に関する規定には「第15条(パリ条約の遵守義務)の規定を考慮して」との文言を入れることにより、パリ条約に配慮されたものであることを明らかにしています。

優先権の回復に関連して、外交会議の合意文書では、先の出願の写しに関して定めている条項(第13条(3)及び第6条(5)等)の採択にあたり、先の出願の写しである優先権書類に関する電子図書館の創設を促進するようWIPOに要請しています。この点、2009年から開始されたWIPOを通じたデジタルアクセスサービス(DAS)がその役割を担っており、更なる利便性の向上が期待されます。

これらの優先権に関する制度については、締約国が出願人に料金納付を要求可能なこと(第13条(4))、出願人による署名などの他、以下の要件が定められています(第14規則)。また、優先権の主張の訂正又は追加及び優先権の回復に係る申請は、意見を述べる機会として合理的な期間を手続者に設けることなく却下できません(第13条(6))。

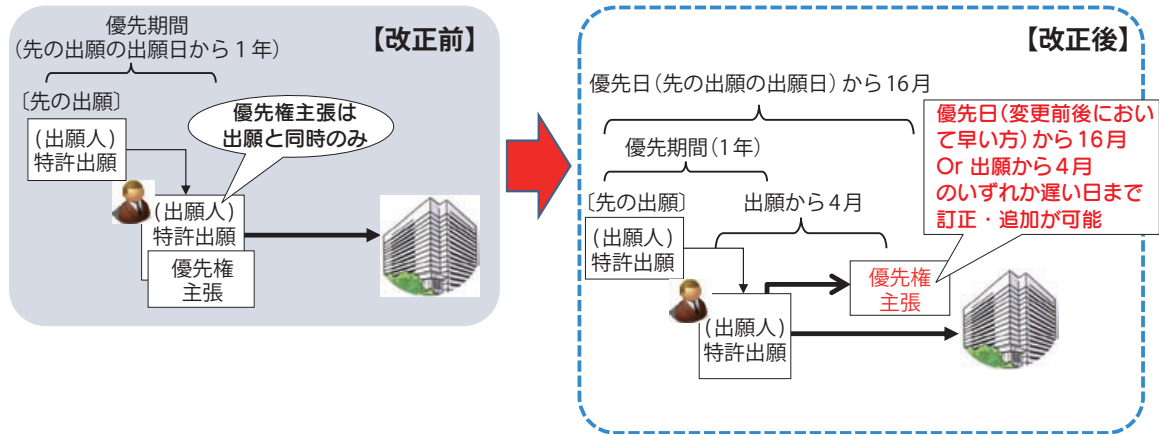
〈要件〉

①優先権の主張の訂正又は追加

- ・優先権の主張を伴う後の出願から一定期間内に申請を提出。

この一定期間とは、PCT国際出願をした後に優先権を主張するための期間以上の期間とされており（第14規則（3））、PCTでは出願から4月を

原則とし、優先権の主張の訂正・追加前又は後の優先日から16月の期間のうち早く満了する方が出願日から4月より遅い場合は当該優先日から16月とされています（PCT規則第26の2.1（a））。
 ・先の出願に基づく優先期間内に後の出願がされていること。



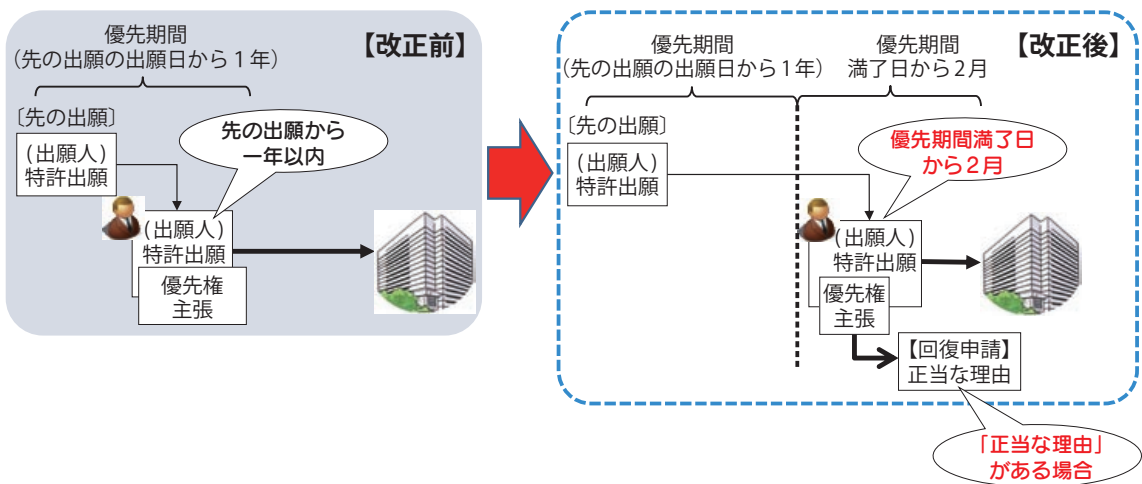
②後の出願を遅れてした場合における優先権の回復

- ・優先期間満了日から2月以上の期間内に回復の申請を提出。
- ・申請において優先期間を遵守できなかった理由を明示。

優先期間を遵守できなかった理由を裏付ける証

拠等の提出を求められる可能性はあります（第13条（5））。

- ・状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず優先期間内に後の出願をすることができなかったこと又は、締約国の選択により、故意でなかったことを特許庁が認めること。

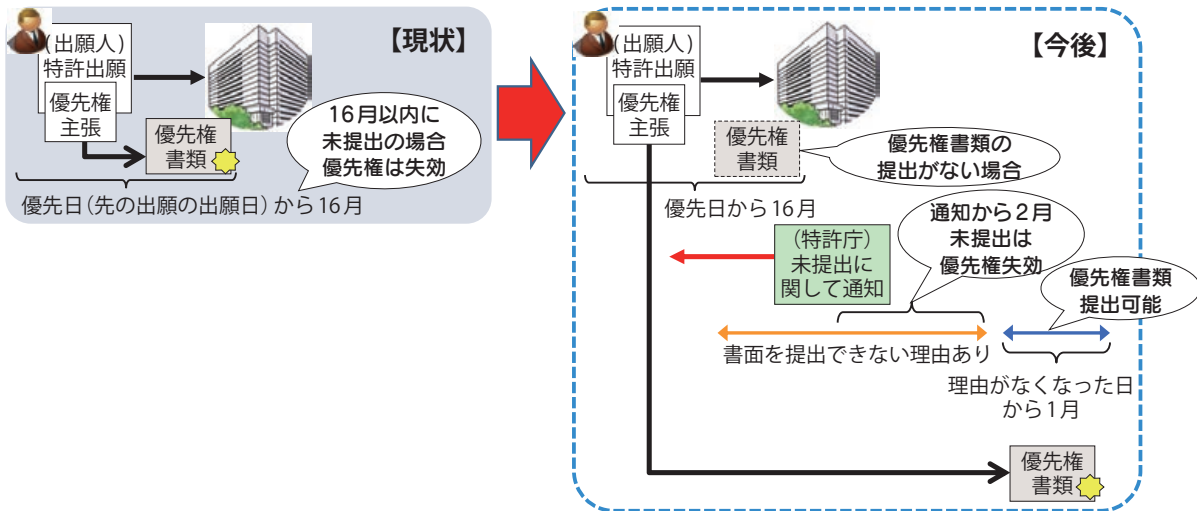


③先の出願の写しが提出されない場合における優先権の回復

- ・先の出願の日から16月以上の期間内に回復の申請を提出。
- ・先の出願の日から申請提出期限の2月前までに先

の出願をした特許庁に対し、当該先の出願の写しの提供を申請。

- ・先の出願をした特許庁から当該先の出願の写しを入手した日から1月以上の期間内にその写しを後の出願をする特許庁に対して提出。



我が国国内制度においては、①優先権の主張の訂正及び追加、並びに②後の出願を遅れてした場合における優先権の回復は、特許法第17条の4及び第43条第1項、並びに第43条の2等の規定によりPLTに準拠した制度が導入されており、平成27年4月1日から施行されています。③先の出願の写しが提出されない場合における優先権の回復は、平成27年法改正において特許法第43条第6項(改正後第8項)が改正されるとともに、PLTに準拠するよう下位法令が整備される予定です。

(11)規則

前述の通り国会承認の対象ではありませんが、規則は、PLTから委任された規定の詳細とともに、PLTの実施のために有用な細目、事務的な事項や手続等を定めています(第14条(1)(a))。また、変更の記録等の申請に関する形式的要件やモデル国際様式に関する規定も設けられており(同条(1)(b)及び(c))、それらについて少し触れておきたいと思います。

①変更の記録等の申請に関する形式的要件

規則には、(i)氏名若しくは名称又は住所の変

更を記録するための申請、(ii)出願人又は権利者の変更を記録するための申請、(iii)実施権又は担保権を記録するための申請、及び(iv)誤りの訂正のための申請に関して締約国が適用可能な形式的要件が定められています(それぞれ第15規則、第16規則、第17規則、第18規則)。

具体的には、申請の目的、関係する出願番号又は特許番号、記録すべき内容及び氏名又は名称及び住所等を表示した書類であれば当該申請を認めること、締約国は記録すべき根拠となる文書及びその翻訳文、及び当該申請のための料金を要求可能であること、規則に定めるこれらの要件以外の形式的要件の要求の禁止、並びに要件不備がある場合には特許庁は通知を行って申請者等に要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与えること等が定められています。

②モデル国際様式

更に規則は、(i)委任状、(ii)氏名若しくは名称又は住所の変更を記録するための申請、(iii)出願人又は権利者の変更を記録するための申請、(iv)譲渡証明書、(v)実施権を記録するための申請又はその取消しの申請、(vi)担保権を記録するための申請又はその取消しの申請、及び(vii)誤りの訂

正の申請に関するモデル国際様式の作成、並びに PLTに基づく願書様式の設定を総会に義務付けています(第20規則)。特許庁は、これらに合致する様式による提出を認める義務があります(第8条(3)及び第6条(2)(b))。

5. 我が国特許法等に基づく手続に関する現状と今後

特許法等関係法令に定める手続や形式的要件は、他の行政分野における手続法と同様に手続者の権利義務を実現するために求められるとともに、発明の円滑な公開や審査・運用の実施のために様々な案件を一定の根拠に基づく統一的な取扱いに寄与するものです。形式的要件を満たさない書類等が補正されない場合には手続却下などの行政処分がなされますが、公開の代償として独占権を取得する特許制度の目的や産業振興の観点からも、偉大な発明が軽微なミスのために日の目を見ること無く埋もれたり、発明者が正当な利益を享受できなかつたりする事態は好ましくありません。

近年はこのような課題も念頭に、PLT締結に先駆けて外国語書面出願の翻訳文提出期間徒過に関する救済措置の導入(2012年4月)、出願審査の請求期間徒過に関する救済措置や優先権の回復措置の導入(2015年4月)、優先権主張の時期的緩和や補正手続の導入(2015年4月)等が実施されています。また並行して、PCT国際出願に関する国内制度においても、国内移行期限徒過に関する救済措置の導入(2012年4月)、優先権の主張を伴う出願において先の出願を引用して補充する制度の導入(2013年10月)、優先権の回復の導入(2015年4月)、国際出願手数料等の納付に係る利便性向上(2015年4月)が実現するとともに、PCT国際出願に関する電子的手続の拡大や英語によるPCT国際出願手続の利便性向上を目指した取組も現在行われています。今後も、特許制度の目的に従い、産業の発展に寄与するような発明の利用促進のため、効果的・効率的な手続制度について模索し、諸外国と共有していくことが我が国産業の発展に寄与するものと考えます。

PLTは手続的側面に限定されるものではありませんが、特許分野における制度調和に関する条約作成に向け、困難な交渉を成功に導いた当時の交渉担当

の方々に敬意を表するとともに、この条約の国会承認のために尽力いただいた外務省及び特許庁の方々に感謝し、筆者もその一翼を担えたことを大変光栄に思う次第です。

profile

榎本 史夫 (えのもと ふみお)

2000年4月 特許庁入庁 調整課調査班配属
 2002年4月 特許庁制度改正審議室
 2005年4月 特許庁国際課多角的交渉対策室
 2007年4月 特許庁国際課 商標政策係長
 2008年4月 在ギリシャ日本国大使館 経済担当書記官
 2011年4月 特許庁国際出願企画室 国際出願専門官
 2011年8月 特許庁制度改正審議室
 2011年11月 特許庁国際出願企画室 国際出願専門官
 2013年7月 特許庁国際協力課 国際出願専門官
 2014年4月 特許庁審査業務課 方式審査専門官
 2014年9月 外務省経済局知的財産室
 2015年8月 世界知的所有権機関アジア太平洋地域部 プログラムオフィサー